

鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、作物生産において不可欠な農業資材の一つである肥料の昨今の価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料（農林水産大臣又は県知事の登録を受けた普通肥料又は県に届出のある特殊肥料。ただし、液肥は対象外とする。）を購入する農業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす農業者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている個人、又は市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 年間の農産物販売金額が50万円以上の販売農家。
- (3) 肥料の購入費（以下「肥料費」という。）に係る領収書等の証拠書類が保存されていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前年の6月から当年の5月まで（以下「補助対象期間」という。）の肥料の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の式により算定した額の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

補助対象期間の肥料費－（補助対象期間の肥料費÷高騰率1.37）

- 2 前項の式において「高騰率」とは、農林水産省が実施する農業物価統計調査に基づく農業物価指数を用いるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 肥料を購入したことが分かる書類（購入伝票等）
- (2) 販売農家であることが分かる書類（出荷伝票等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定及び交付確定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段による支給を受けた者がいるときは、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(証拠書類の保存)

第9条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした帳簿を整え、収支についての証拠書類を整理し、補助事業の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。